

## 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における 第一種特定化学物質の取扱について

### 第一種特定化学物質の特性

難分解性（自然的作用による化学的变化を生じにくい）

高蓄積性（生物の体内に蓄積されやすい）

長期毒性（継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある又は  
高次捕食動物の生態・生育に支障を及ぼすおそれがある）

### 第一種特定化学物質(政令指定)

- 1 ポリ塩化ビフェニル
- 2 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)
- 3 ヘキサクロロベンゼン
- 4 アルドリン
- 5 ディルドリン
- 6 エンドリン
- 7 DDT
- 8 クロルデン類
- 9 ビス(トリブチルスズ) = オキシド(TBTO)
- 10 N・N ジトリル パラ フェニレンジアミン、N トリル N キ  
シリル パラ フェニレンジアミン又はN・N ジキシリル パラ フェ  
ニレンジアミン
- 11 二・四・六 トリ ターシャリ ブチルフェノール
- 12 トキサフェン
- 13 マイレックス

### 第一種特定化学物質に対する規制措置

- 1 . 製造・輸入の許可制（法第6条～第12条）  
原則禁止：供給面から抑制する目的（経済産業大臣による許可）
- 2 . 使用製品の輸入禁止（法第13条）  
政令で定める製品について輸入禁止
- 3 . 使用の規制（法第14条、第15条）  
閉鎖系のごく限られた用途以外禁止（現在はすべての用途を禁止）
- 4 . 指定に伴う回収等の措置命令（法第22条、第32条）

## 一種特定化学物質に対する化審法(第三章)における規制の概要

条文	規制内容
<p>第六条 第七条 第十条</p> <p>第十一条</p> <p>第八条 第九条 第十二条</p>	<p>(製造) 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、事業所毎に許可を受けなければならない。 また、製造設備の構造及び能力を変更しようとするときも許可が必要である。</p> <p>(輸入) 第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、その輸入数量等を明らかにした上で許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の基準等) 第一種特定化学物質の製造又は輸入に係る許可に際しては、製造又は輸入を行おうとする者に係る欠格条項の規定の他、製造能力又は輸入数量が当該第一種特定化学物質の需要からみて過大ではないこと、製造設備が技術上の基準に適合したものであること等が必要。 さらに、許可製造業者が許可を受けた後、その構造設備が技術上の基準に適合しないものと認められた場合には、設備の修理、改善等を命ずることができる。</p>
<p>第十三条</p>	<p>海外において第一種特定化学物質が使用されている製品があり、それが輸入される可能性がある場合には、原則として、その製品を政令指定して輸入を禁止する。</p>
<p>第十四条 第十五条</p>	<p>他の物による代替が困難であり、かつ当該製品の用途が主として一般消費者の生活用ではない場合として特に政令において定める用途以外には第一種特定化学物質を使用してはならない(試験研究のための使用は除く。) 第一種特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ第一種特定化学物質の名称、用途等を届け出なければならない(試験研究のための使用は除く。)</p>
<p>第二十二条 第三十二条</p>	<p>第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造者、輸入者又は使用者に対し、当該化学物質や製品の回収を図ること等、環境汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 第一種特定化学物質の許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者に対し、業務に関する報告をさせることができる。</p>